

■ 意見書 ■

食料安全保障の強化を求める意見書

食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存している我が国では、世界的な気候変動や人口増加をはじめ、食料生産に不可欠な生産資材価格の高騰・高止まりや不足する輸入食品の値上げ等により、食料の安定供給リスクが顕在化している。

そのような中、国内で消費するものはできるだけ国産で賄う「国消国産」の推進により国内農業生産を増大させるなど、平時からの食料安全保障の達成を図ることが重要となっている。

また一方で、生産資材価格が高騰しているにもかかわらず、生産コストの増加分に見合った価格転嫁が進んでいないため、農業者の営農継続は非常に厳しい状況となっている。

国は、食料安全保障を強化するため、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を行っているところであるが、全国第2位の農業産出額を誇り、我が国の食料供給基地として重要な役割を担っている当県にとっても、将来にわたる食料安定供給の確保に向けては、農業の発展・振興が不可欠であり、生産資材価格高騰対策を含めた生産振興対策や経営安定対策の充実など、持続可能な農業の実現に向けた政策が必要である。

よって、国においては、食料の安定供給に向けた食料安全保障の強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 食料安全保障の強化へ向け、食料・農業・農村基本法の見直しや関連法案の整備をすすめ、基本政策を確立するとともに、その実現に向けた十分な予算を確保すること。
- 2 国内農業生産の持続性を高めるために、海外における生産コストの価格転嫁の取組を参考にしながら、国産農畜産物価格への生産コストの転嫁など、再生産に配慮された適正な価格形成の実現に向けた仕組みを構築すること。
- 3 食料の安定供給の確保や農業の生産性向上を図っていく上で重要な農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備が円滑に進むよう、十分な予算を確保すること。
- 4 生産コストの価格転嫁等について、流通事業者や消費者への理解醸成を進め、行動変容につながるような取組を展開・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣

上記のとおり発議する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会産業経済委員長 郷原拓男

私学助成の充実と財源確保に関する意見書

鹿児島県の私立学校は、多様化する県民のニーズに応じた特色ある教育の推進が求められている中で、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、当県の学校教育の振興発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、今日、少子化の進行による児童生徒数の減少など、私立学校を取り巻く環境は、厳しさを増している。

このようなことから、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、学校教育における私立学校の果たす重要性を認識して、私立学校における教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めることが肝要である。

加えて、学校運営の効率化、教員の資質向上・負担軽減、諸物価の高騰等様々な課題解決を迫られているほか、私立高等学校において年収590万円を境に生じている就学支援金の格差是正とともに、私立中学校生徒に対し、現行の家計急変世帯対象だけではない授業料支援制度の創設も必要である。

よって、国においては、令和6年度の予算編成に当たり、私立高等学校等経常費助成費補助金、私立学校施設耐震化に係る補助及びICT環境の整備に対する補助の拡充、就学支援金制度の拡充強化など、私学助成に係る財源の充実・確保を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議員 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会文教観光委員長 田畑浩一郎

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国においては、1歳6か月児、3歳児に対する乳幼児歯科健診や、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校歯科健診は義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する歯周疾患検診や、後期高齢者歯科健診は実施が義務づけられておらず、成人期以降の歯科健診の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯と口腔の健康維持が極めて重要である。

本県議会においても、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力の促進とともに、全ての県民が必要な歯科口腔保健サービス等を受けることができる環境の整備などを基本理念として、平成26年12月に、議員提案により「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」を制定し、県民の歯と口腔の健康づくりを推進しているところである。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進を行うことが盛り込まれたところであり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、下記の事項について、格段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

上記のとおり発議する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会環境厚生委員長 宝来良治

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

特に、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けては、間伐や再造林等の森林整備を強化するなど、森林吸収源対策を一層推進することが求められている。

国においては、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保していくため、令和元年度に森林環境譲与税を創設した。

現在、本県及び県内市町村においては、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する大型台風や豪雨によって引き起こされる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、地域課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

さらに本県は、離島を多く有しており、私有林人工林に限らず天然林を対象とした森林管理も必要とされている。

こうした本県特有の様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、多くの森林を抱える本県において、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国においては、下記の事項の早急な実施を強く要望する。

記

森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、また、支援を必要とする市町村に対して県が十分な対応ができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣

上記のとおり発議する。

令和5年10月4日

鹿児島県議会環境厚生委員長 宝来良治